

## 新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金について

堺市では、新型コロナウイルス感染症の影響が長期化する中で、生活に困窮する世帯の自立支援を目的として国が実施する「新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金」を支給するため、以下のとおり、令和3年第2回市議会（定例会）へ補正予算案を上程します。

### 1 支給要件

対象	総合支援資金の再貸付を終了した世帯、再貸付について不承認とされた世帯であって、以下の収入要件、資産要件、求職活動等要件を満たす世帯（生活保護受給中の世帯を除く）
収入要件	①市町村民税均等割が非課税となる収入額の1/12と②生活保護の住宅扶助基準額の合計額を超えないこと
資産要件	世帯の預貯金の合計額が上記収入要件の①の6月分を超えないこと（ただし、100万円を超えないこと）
求職活動等要件	以下のいずれかの要件を満たすこと ・公共職業安定所に求職の申込をし、誠実かつ熱心に求職活動を行うこと ・就労による自立が困難であり、本給付終了後の生活の維持が困難と見込まれる場合には、生活保護の申請を行うこと

### 2 支給額

単身世帯：月額6万円、2人世帯：月額8万円、3人以上世帯：月額10万円

※住居確保給付金、ひとり親世帯臨時特別給付金、低所得子育て世帯生活支援特別給付金との併給は可能。

※支給期間は7月以降の申請月から3か月（申請受付は8月末まで）

### 3 令和3年6月補正予算額（案）

1,392,098千円

（参考）「新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金」相談コールセンター（厚生労働省）

0120-46-8030 受付時間：9時～17時（平日のみ）

問 い 合 わ せ 先	担 当 課：健康福祉局 生活福祉部 地域共生推進課 電 話：072-228-0375 ファックス：072-228-7853
----------------------------	---